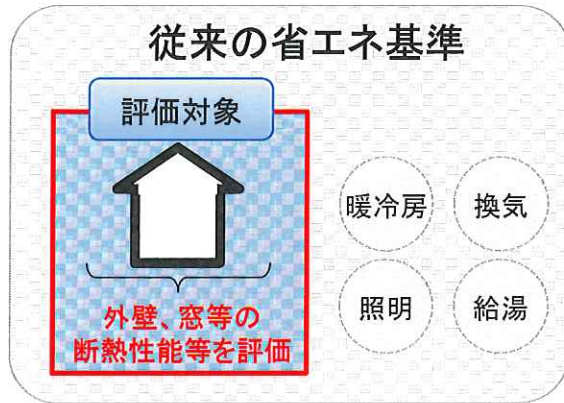


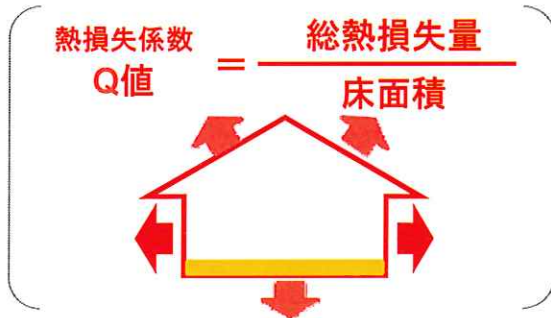
# 住宅の省エネルギー基準が見直されました（平成25年10月1日施行）

## 【主な変更点】

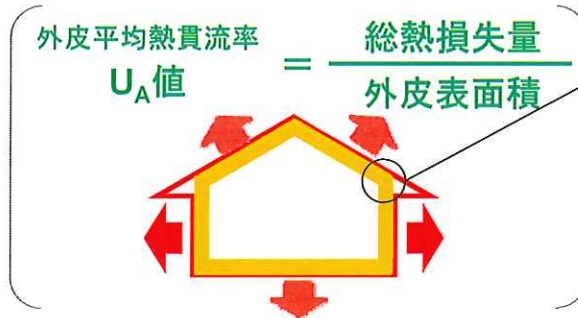
- ① 外壁、窓等の断熱性能基準に加え、設備（暖冷房・換気・給湯・照明）の性能や太陽光発電設備等の創エネルギーを総合的に評価する一次エネルギー消費量基準が導入されました。
- ② 断熱性能基準について、「Q値（熱損失係数）」から、「U<sub>A</sub>値（外皮平均熱貫流率）」に変更されました。
- ③ 仕様基準について告示が見直され、部位別仕様表を用いて評価するルールに変更されました。  
（従来の仕様基準は、当分の間、開口部比率に応じた開口部性能を適用することで、従来相当の仕様基準が適用できます。）



## 外皮性能に関する基準



## 外皮性能に関する基準



## 一次エネルギー消費量に関する基準

計算が複雑な軸組や下地材等を考慮した部位の熱貫流率は、断熱材メーカー等から、データベースとして提供される予定です（下欄URL参照）。

部位	熱貫流率 W/(m <sup>2</sup> ・K)	仕様の詳細	断面構成図
外壁	0.53	軸組の間にRが2.2以上の断熱材（厚さ85ミリメートル以上）を充填した断熱構造	

平成25年10月1日施行（1年半の経過措置を経て、平成27年4月1日完全施行）



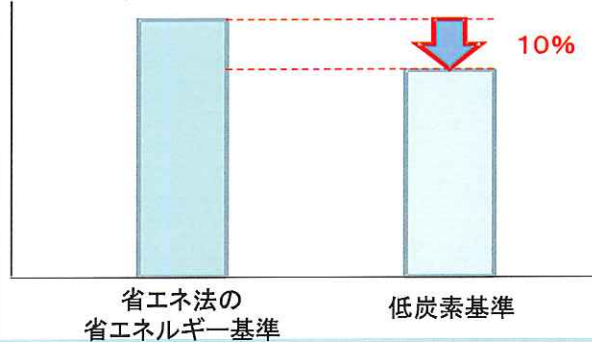
# 低炭素建築物認定制度が創設されています（平成24年12月4日施行）

## 【認定条件】

- ① 省エネ法の省エネルギー基準に比べ、一次エネルギー消費量が△10%以上となること。
- ② その他の低炭素化に資する一定の措置が講じられていること。

### 定量的評価項目（必須項目）

- 外皮の熱性能の基準
  - ・省エネ法の省エネ基準と同水準
- 一次エネルギー消費量の基準
  - ・省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が、△10%以上となること。



### 選択的項目

以下の8つの措置のうち、2項目以上を講じていること。

#### ■HEMS等の導入

- ①HEMS又はBEMSの設置
- ②再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置

#### ■節水対策

- ③節水に資する機器（便器、水栓など）の設置
- ④雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置

#### ■躯体の低炭素化

- ⑤住宅の劣化の軽減に資する措置
- ⑥木造住宅又は木造建築物である
- ⑦高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用

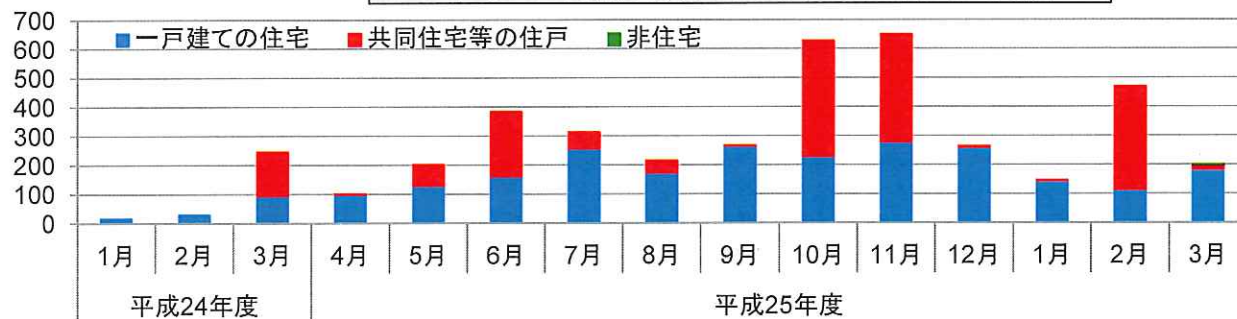
#### ■ヒートアイランド対策

- ⑧一定のヒートアイランド対策（屋上・壁面緑化等）の実施



（所炭標  
C管素準  
A行化的  
S政にな  
B庁資建  
Eがす築  
E認る物  
等）め建  
る築物  
もの。と  
して低

### これまでの認定状況（平成26年3月末時点）



認定対象	合計
一戸建て	2,411件(戸)
共同住宅	1,709件(戸) (28棟)
非住宅	1件(棟)
合計	4,121件